

公益財団法人地球環境センター

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人地球環境センター（以下「本財団」という。）定款第13条第2項及び第27条第1項の規定に基づき本財団の役員及び評議員に対する報酬及び費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 役員 の定義を次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる者であり、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、在宅勤務手当及び旅費(宿泊費を含む。)をいう。

2 役員については退職金を支給しない。

(役員 の報酬等)

第3条 役員 の報酬等は次のとおりとする。

- (1) 理事の報酬については別表1に定める支給限度額内において理事会で定めた額を支給する。
- (2) 評議員が評議員会に出席したとき、理事（理事長及び業務執行理事を除く）及び監事が理事会等へ出席したときは、別表2により報酬及び遠距離にあっては実費弁償費を支給するものとする。
- (3) 評議員会、理事会等出席に係る近距離旅費については、報酬に含まれるものとする。

(通勤手当及び在宅勤務手当)

第4条 通勤のため交通費を負担する役員に対しては、本人からの申請に基づき、通勤手当を支給する。

2. 業務執行理事が在宅勤務を行った場合、在宅勤務日数に応じて在宅勤務手当を支給する。

(報酬の支払)

第5条 役員 の報酬は、通貨で直接本人に支払うものとする。ただし、役員 の申出により口座振替の方法により支給することができる。

2 役員には所得税、住民税及び社会保険料等を控除して支払う。

(支給日)

第6条 役員の報酬は、特別の事情のない限り、当月1日から末日までの分をその月の20日(1月に限り21日)に支給する。ただし、支給日が土曜日に当たるときはその前日に、日曜日若しくは祝日に当たるときはその翌日に支給する。

(報酬の日割計算)

第7条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

2 報酬額が変更された役員には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

3 役員が退職又は死亡したときは、その月の末日までの報酬を支給する。ただし、懲戒又は解雇処分により退職したときは、その日までとする。

4 前各項の日割計算で支給する報酬は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差引いた日数を基礎として日割により計算する。

(端数の処理)

第8条 報酬の支給額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(費用の支払)

第9条 役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく、直接本人に、又は役員及び評議員からの申出により口座振替の方法により支払う。

(各種費用)

第10条 費用については以下のとおりとする。

(1) 通勤手当、在宅勤務手当の支給額については、給与規則によるものとする。

(2) 旅費、交通費については、旅費支給規則によるものとする。

(改正)

第11条 この規則の改正は評議員会の議決で行う。

(委任)

第12条 この規則の実施に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

この規則は、平成26年6月23日から施行する。

この規則は、平成26年10月3日から施行する。

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1

役 職 名	報 酬 限 度 額
理事長（常勤）	年額 1500 万円以内とする
理事長（非常勤）	年額 150 万円以内とする
業務執行理事	年額 1300 万円以内とする
理 事	年額 1100 万円以内とする

別表 2

役 職 名	評 議 員	理 事	監 事
限度額	20,000 円 (源泉徴収前)	20,000 円 (源泉徴収前)	20,000 円 (源泉徴収前)
支給額	20,000 円 (源泉徴収前)	理事会において定める	20,000 円 (源泉徴収前)

※評議員会出席等に係る報酬をご辞退された場合は、必要に応じて交通費を弁償するものとする。